

公益財団法人小野寺眞悟障がい者スポーツ振興会 第 2 回評議員会議事録

1 評議員会の決議があったとみなされる事項の内容

第 1 号議案 本法人の名称の改正の件

令和3年4月1日をもって、当法人の名称を変更するため、下記の通り定款第1条を変更すること

定款第 1 条 この法人は、公益財団法人小野寺パラスポーツ振興会と称する。

2 評議員会の決議があったものとみなされる事項を提案した理事は、理事長の小野寺眞悟

3 評議員の決議があったとみなされた日は、令和3年3月30日

4 評議員議事録の作成に係る職務を行った理事は、理事長小野寺眞悟

評議員総数 6名(6名全員の同意書は別添のとおり)

令和3年3月19日、理事 小野寺眞悟 が評議員全員に対して、評議員会の決議の目的である事項について、上記の内容の提案書を発し、当該提案につき、令和3年3月30日までに評議員の全員から書面により同意の意思表示を得たので、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条」の規定に基づく評議員会の決議の省略の方法により、当該提案「第1号議案」を承認可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた。

以上のとおり、評議員会の決議があったとみなされる事項を明確にするため、本議事録の作成に係る職務を行った理事は、次に記名押印する。

令和3年3月30日

理事 小野寺 眞 悟 ㊟